

監 第 4 8 号
平成 23 年 11 月 30 日

請求人 様

京都市監査委員 繁 隆 夫
同 津 田 早 苗
同 不 室 嘉 和
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 10 月 20 日付けで提出され、同月 24 日に収受した地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、農とふれあう総合体験型市民農園整備事業（以下「本件事業」という。）の目標が大きく住民の要求とかけ離れているにもかかわらず、公金を平気で投入することは、無神経で許せないとするものであり、及び本件事業に係る駐車場の建設に公金を使用されているが、当該駐車場は、業者が管理し、入園者のための施設を当該業者とは別の業者に貸しているとし、また、本件事業に係る指導員に対する指導料を払っているはずであるとして、当該駐車場建設のために支出された公金及び当該指導料に係る金額を明らかにするよう求めるものである。
- 2 本件請求に係る請求書及び事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）の全趣旨によれば、請求人の主張の要旨は、次のとおりである。
 - (1)
 - ア 本件事業では、平成 20 年度予算額 200 万円（決算額 200 万円）、同 21 年度予算額 1 億 6,850 万円（決算額 1 億 620 万円）、同 22 年度予算額 1,850 万円といった巨額が投資されている。
 - イ 本件事業に係る申込期間は、平成 23 年 7 月 4 日から同年 8 月 3 日までで、定員 200 人を募集した。
 - ウ 本件事業に係る入園料は 1 人当たり 17,500 円で、平成 24 年度から年間 1 人当たり 35,000 円となっている。

- エ 本件事業の問合せ先である京都市東部農業振興センターによると、本件事業に係る応募者は30人であった。
- オ 京都市（以下「市」という。）は、「本件事業が市民型農園の経営モデルとなり、かつ、既存の市民農園への指導や新たな市民農園の開設を支援する拠点となる」と言っているが、本件事業に係る応募者は定員200人のところ30人程度と少なく、期待が大きく外れ、投資の失敗を物語っている。
- カ 平成24年度から、本件事業に係る入園料が同23年度のもの倍になることから、同24年度の入園者が増えるとは考えられない。
- キ 本件事業の目標が大きく住民の要求とかけ離れているにもかかわらず、公金を平気で投入する無神経さが、そこには現れており、許せない。

(2)

- ア 本件事業に係る駐車場は業者が管理し、入園者のための施設を当該業者とは別の業者に貸している。
- イ 当該駐車場の建設にどれだけ公金を使用したか明らかにして欲しい。

(3)

- ア 10月1日に現地に行ったが、1人も見かけなかった。
- イ 本件事業に係る農民の指導員に指導料を払っているはずであるが、いくら知らない。是非、明らかにして欲しい。

3

(1) 本件請求のうち、上記2(1)において対象とされている事項は、本件事業に係る平成20年度から同22年度までの公金の支出であると解される。

(2)

- ア 住民監査請求をする際は、違法又は不当とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）について、事実証明書を添付しなければならないところ（法第242条第1項）、本件事業に係る平成22年度における公金については、予算額が示されているのみであり、当該公金を支出した事実の根拠が明らかではない。
- イ また、本件請求では、本件事業に係る目標が大きく住民の要求とかけ離れていることをもって、本件事業に上記(1)の公金を支出することが無神経で許せない旨の主張がなされている。当該主張は、上記2(1)オ及びカの主張を根拠になされていると解されることから、本件事業に係る募集に対する申込期限である平成23年8月3日（上記2(1)イ）以降に判明した事実を根拠になされたこととなる。そうすると、上記の事実をもって、平成22年度以前に支出された上記(1)の公金を支出することが無神経で許せない旨の主張は、合理的に導かれるものとはいえず、具体的な根

拠が示されていない。

ウ 住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、違法又は不当な財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない（法第242条第2項）。

本件事業に係る平成20年度及び同21年度の公金の支出を対象とする部分については、支出年度からすれば、当該行為があった日から1年を経過した後に住民監査請求が提出されたことが明らかであるところ、上記の正当な理由が示されていない。

また、本件事業に係る平成22年度の公金の支出を対象とする部分については、その支出の時期が明らかにされておらず、当該行為があった日から1年を経過した後に住民監査請求が提出されたかどうか判明しないが、当該行為があった日から1年を経過しているものを対象とする場合は、上記の正当な理由を示す必要があるところ、当該理由が示されていない。

(3) そこで、上記(2)の各点について、請求人に補正を求めた。請求人からの補正の内容と、それに対する判断は、次のとおりである。

ア 上記(2)アの点について、請求人から、証明する資料はない旨が示され、本件事業に係る平成22年度に支出された公金について、当該支出の事実の根拠が示されていない。

イ 上記(2)イの点について、請求人は、何ら補正を行っておらず、上記(1)の公金を支出することは無神経で許せない旨の主張について、具体的な根拠が示されていない。

ウ 上記(2)ウの点について、請求人は、平成20年から同23年まで2億円の公金が使われていると推測しており、京都全市に広げるモデル事業としてスタートさせたが、本件事業に係る応募者が少なく、目標とした京都全市に広げる狙いが挫折し、今後も当該応募者が増える見込みがないと考え、公金の無駄遣いと判断したとして、監査請求期間の徒過について正当な理由がある旨を主張するが、本件事業に係る平成20年度及び同21年度の公金の支出を対象とする部分については、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められない。

また、本件事業に係る平成22年度の公金の支出を対象とする部分については、上記アのとおり、当該公金を支出した事実の根拠が示されていないことから、上記の正当な理由の有無について、判断する意義は認められない。

(4) 以上から、本件請求のうち、本件事業に係る平成20年度から同22年度までの公金の支出を対象とする部分は、法第242条第1項及び第2項の規

定に適合しているとは認められない。

4

- (1) 本件請求のうち、上記2(2)において対象とされている事項は、本件事業に係る駐車場の管理、貸借及び建設費の支出であると解される。
- (2) 住民監査請求の対象となる財務会計行為としての財産の管理とは、財産自体の財産的・経済的価値に着目して行われる行為をいう。

本件請求に係る事実証明書によれば、本件事業は、市民が参加できる環境にやさしい都市型農業の振興を推進するという行政上の目的の実現のために行われているものであるとされており、本件事業に係る駐車場の管理についても、本件事業の管理業務の一環として、上記と同様の行政上の目的の実現のために行われているものであると解され、当該駐車場が設置されている土地の財産的・経済的価値に着目したものは解されず、財務会計行為に該当するとは認められない。

- (3)
 - ア 本件請求のうち、本件事業に係る駐車場の貸借及び建設費の支出を対象とする部分については、当該行為の事実の根拠が明らかではない。
 - イ また、住民監査請求は、違法又は不当な財務会計行為を対象として行うものであるため、請求に当たっては、その対象とする財務会計行為自体について、違法又は不当とする理由を具体的に示す必要があるところ（法第242条第1項）、上記アの各行為の違法性又は不当性の根拠が明らかではない。
 - ウ 本件事業に係る駐車場の建設費の支出を対象とする部分については、その支出の時期が明らかにされておらず、当該行為があった日から1年を経過した後に住民監査請求が提出されたかどうか判明しないが、当該行為があった日から1年を経過しているものを対象とする場合は、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由を示す必要があるところ、当該理由が示されていない。
- (4) そこで、上記(3)の各点について、請求人に補正を求めた。請求人からの補正の内容と、それに対する判断は、次のとおりである。
 - ア 上記(3)アの点について、請求人は、実証するものはないが、本件事業に係る駐車場は、市民農園の入園者のために建設されたはずであり、これを業者に貸すということは、当該駐車場は必要ないと市が判断したと推測できることから、本件事業が失敗した証拠になる旨を主張するが、これらは、いずれも具体的な根拠が示されておらず、専ら請求人の主観によって形成されているものといわざるを得ない。
 - イ 上記(3)イの点について、請求人から、納得できない旨の主張がなされ

ているが、上記(3)アの各行為について、当該行為の違法性又は不当性の根拠が示されていない。

ウ 上記(3)ウの点について、請求人は、何ら補正を行っておらず、上記アのとおり、本件事業に係る駐車場の建設費を支出した事実の根拠が示されていないことから、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由の有無について、判断する意義は認められない。

(5) 以上から、本件請求のうち、本件事業に係る駐車場の管理、貸借及び建設費の支出を対象とする部分は、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

5 本件請求のうち、上記 2 (3)において対象とされている事項は、本件事業に係る指導員に対する指導料の支出であると解される。

当該行為については、その事実の根拠が明らかではなく、また、当該行為自体の違法性又は不当性の根拠も明らかではない。

そこで、上記の各点について、請求人に補正を求めたところ、請求人は、何ら補正を行っておらず、当該行為の事実及び違法性又は不当性の根拠が示されていないことから、本件請求のうち、当該行為を対象とする部分は、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

6 以上のとおり、本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項の規定に適合しているとは認められない。